

(公社)兵庫県建築士会との協定の締結

建築物等への県産木材利用を促進するため、

「建築物木材利用促進協定」 を(公社)兵庫県建築士会と締結

※建築士資格を持つ個人により組織された団体 (R5.4時点正会員1,299名)

○兵庫県における本協定の締結は初

○都道府県建築士会と都道府県の協定締結数：6件

(民間事業者等と都道府県の協定締結数は上記含め89件) ※R5.11時点の数値

→**木造建築の設計及び県産木材(ひょうごの木)利用に理解ある建築士の育成が進み、県産木材の利用拡大、脱炭素社会の実現に繋がることを期待**

1 建築物木材利用促進協定とは

民間事業者等と国・県等が協働・連携することで、建築物への木材利用を促進することを目的とした制度

※「都市(まち)の木造化推進法(通称)」(R3.10施行)で規定

2 協定の内容

兵庫県建築士会による木材の利用に関する構想

- 木造建築物の設計・施工に係る **人材育成**
- 木造建築物の普及**活動の推進
- 県産木材の普及**活動の推進

構想達成に向けての取組

(1) 兵庫県建築士会

- 木造建築物の **設計セミナー等の開催**
- 建築物への木材利用に関して、県と **定期的な意見交換の場の設定**
- 木材利用に関する **県施策の周知**協力

(2) 兵庫県

- 木材利用に関する **情報提供**
(相談窓口・専門家の紹介等)
- 建築士会の取組の周知・広報**

3 協定締結式

日時	R6.2.9 15:00~	場所	農林水産部長室 (1号館6F)
出席者	兵庫県建築士会 正木会長、兵庫県 萬谷農林水産部長		